

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

1 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは

ふるさと納税後に所得税・住民税の控除を受けるためには、原則、確定申告や住民税申告が必要ですが、税金の寄附金控除申告手続きを寄附した自治体が代行する「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できるようになりました。

2 「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請するためには

ワンストップ特例制度を利用するためには、次の書類を寄附先である秋田市に提出する必要があります **（提出期限：2020年1月10日必着）**。

提出が必要なもの

①申告特例申請書（個人番号を記入する）

②個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

③本人確認の書類

※②、③は下の表をご確認ください。

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」の どちらも無い人
②個人番号が 確認できる 書類	個人番号カード 裏面のコピー	通知カードの コピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
③本人確認の 書類	個人番号カード 表面のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ※顔写真と所持人記入欄の両ページ ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※ <u>写真</u> が表示され、 <u>氏名</u> ・ <u>生年月日</u> および <u>住所</u> が確認できるようにコピーする。 ※住所変更の手続きをしている場合は、それが 確認できる裏面等もコピーする。	

《お問い合わせ先》

■「ふるさと納税ワンストップ特例制度」や税金の申告について

⇒お住まいの地域の税務署または市区町村の税務窓口

■秋田市への寄附や特例申請書の送付について

⇒秋田市人口減少・移住定住対策課（〒010-8560 秋田県秋田市山王1丁目1-1）

電話 018-888-5487 FAX 018-888-5488 E-mail ro-plpo@city.akita.lg.jp